

滋賀県多文化共生推進プラン (第3次改定版)

素案

・現行計画からの修正・変更箇所は赤字網かけで表記しています。

令和7年（2025年）〇月

滋 賀 県

目 次

第1章	改定にあたって	
1	趣旨	1
2	プランの位置づけ	2
3	対象者	2
4	計画期間	2
第2章	改定の背景	
1	滋賀県の現況	3
2	社会経済情勢の変化	10
第3章	これまでの取組と今後の課題	
1	これまでの主な取組	11
2	今後の課題	17
第4章	めざす多文化共生社会の姿と行動目標	
1	基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿	19
2	行動目標と推進イメージ	21
第5章	施策の展開	
1	多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	22
(1)	多文化共生意識の高揚	
(2)	多様性を生かした活力ある地域づくり	
2	こころが通じるコミュニケーション支援	25
(1)	地域における情報の多言語化	
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供	
3	安心して暮らせる生活支援	28
(1)	安心して暮らせる居住支援	
(2)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
(3)	災害時への対応	
(4)	生活安全における支援の充実	
4	外国人材の活躍支援	33
(1)	外国人材の受入れと活躍支援	
5	次世代を育成する教育支援	35
(1)	教育環境の整備	
第6章	施策の推進	
1	各主体の役割	38
2	推進体制	40
3	プランの目標設定と進行管理	41
	<用語解説>	42

第1章 改定にあたって

1 趣旨

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990年)に施行され、本県においては在留資格「定住者¹」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増しました。

急増する外国人への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成18年(2006年)3月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。本県では、平成19年(2007年)度に「しが多文化共生推進会議」を設置して、提言をいただき、これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、平成22年(2010年)4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

プラン策定と時期を同じくして世界的な経済危機が起こり、多くの外国人が職を失い帰国する方が増加し、県内の外国人人口²は一時減少しましたが、平成26年(2014年)以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に外国人人口が増加し、令和5年(2023年)末には過去最多となる39,366人となりました。また、近年は外国人県民の国籍の構成も変化してきています。

在留資格制度については、令和5年(2023年)に「特定技能」制度が拡充され、令和6年(2024年)6月に入管法等の改正により、「技能実習」³制度が廃止され、「育成就労」⁴制度が創設されることになり、早ければ令和9年(2027年)から施行される予定です。この制度は、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することを目指すもので、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。

今後は、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人県民の滞在の長期化・定住化が更に進み、県内人口における外国人比率も高まっていくと考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となっています。

このような状況の下、社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、外国人住民の現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」を策定しました。

2 プランの位置づけ

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍やルーツにかかわらず、ともに生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象としています。

4 計画期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間とします。

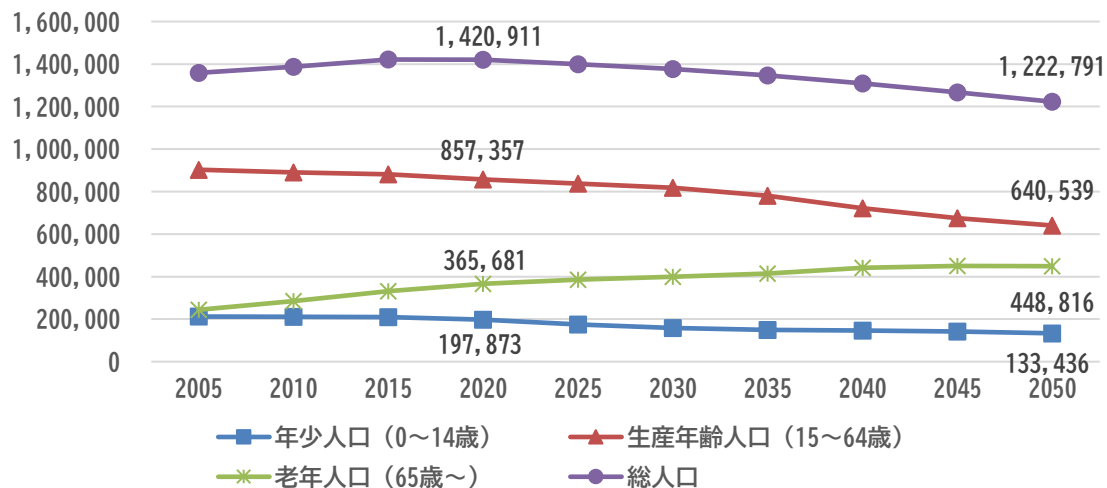
第2章 改定の背景

1 滋賀県の現況

(1) 滋賀県人口の推移

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）ごろをピークに人口減少局面に入っており、老年人口が増える中、年少人口および生産年齢人口は減少し続け、2050 年には総人口がピーク時から 14%ほど少ない約 122 万人となり、高齢化率は 36%を超えると推計されています。（図 1）
- 本県の 1 年間の人口増減数を見ると、日本人は毎年減少しており、外国人の増加によって、県人口は微増または微減に留まっている。（図 2）

図1 滋賀県人口の推移



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2005 年～2020 年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年 3 月推計）」（2025 年～2050 年）

図2 日本人および外国人の1年間の人口増減数の推移（滋賀県）

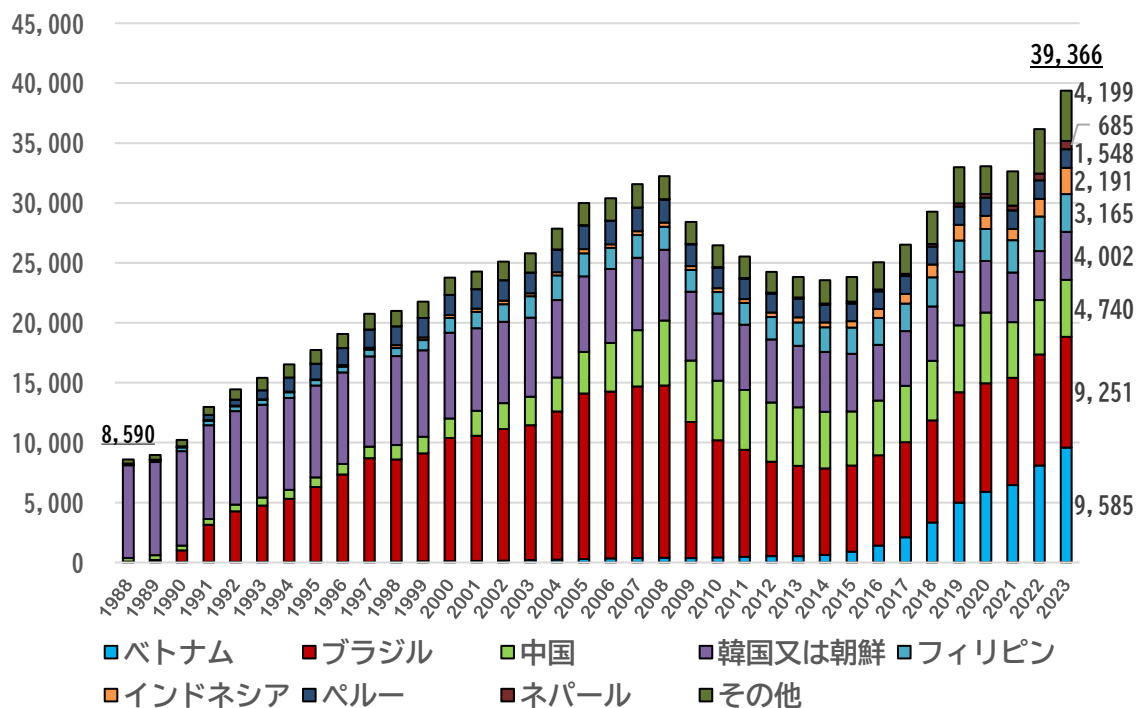


（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2015 年～2023 年）

（２）外国人人口の推移

- 令和５年（２０２３年）１２月末現在、滋賀県の外国人人口は ３９,３６６ 人です。平成 ２６ 年（２０１４ 年）以降、令和 ３ 年（２０２１ 年）を除き、増加傾向が続いています。（図 ３）
- 県全体の外国人人口の割合は ２. ７９％で、県民のおよそ ３６ 人に １ 人が外国人です。
- 国籍別では、外国人県民は １０５ もの多くの国・地域の国籍から成ります。その中では、ベトナム、ブラジル、中国の順に多く、この ３ か国で県内の外国人人口の約 ６０％を占めています。近年の傾向としては、ベトナム国籍が最も増加しており、インドネシア国籍やネパール国籍も増加しています。
- 外国人住民は男女ともに突出して ２０ 代から ３０ 代が多く、また、子どもや高齢者など幅広い年齢層の外国人住民も暮らしています。（図 ４）
- 市町別では、最も多い湖南市で ７. ０１％、その他 １１ 市町が ２％を超えています。（表 １）
- 在留資格別にみると「永住者^５」が最も多く、「就労に関する在留資格（技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能）」や「家族滞在」の資格が増加しています。（図 ５）
- 外国人県民の国籍・地域別に在留資格をみると、ベトナムは約 ８０％が「就労に関する在留資格」で、ブラジルはほぼ「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等^６、永住者の配偶者等^７）」、中国は約 ４２％が「身分に基づく在留資格」で、韓国・朝鮮は約 ８１％が「特別永住者^８」、フィリピンは約 ７１％が「身分に基づく在留資格」となっています。（図 ６）

図 ３ 国籍・地域別外国人人口の推移（滋賀県）

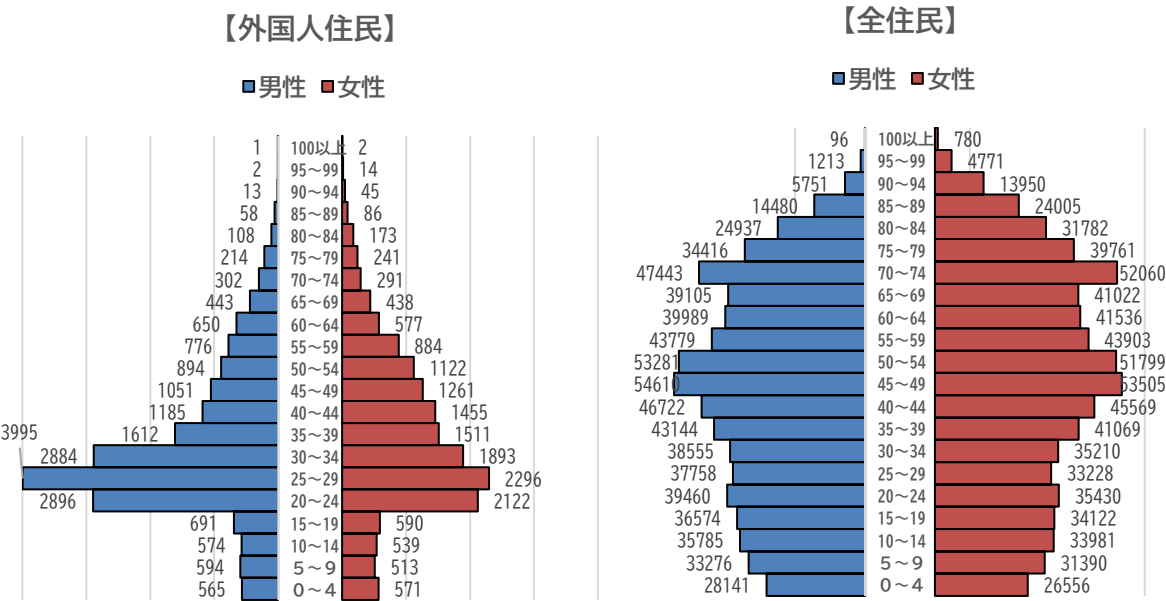


（出典）住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 各年 12 月末現在

（注）住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成 23 年以前は外国人登録者数

1

図4 人口ピラミッド 外国人住民および全住民（滋賀県）



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2023 年）

2

3

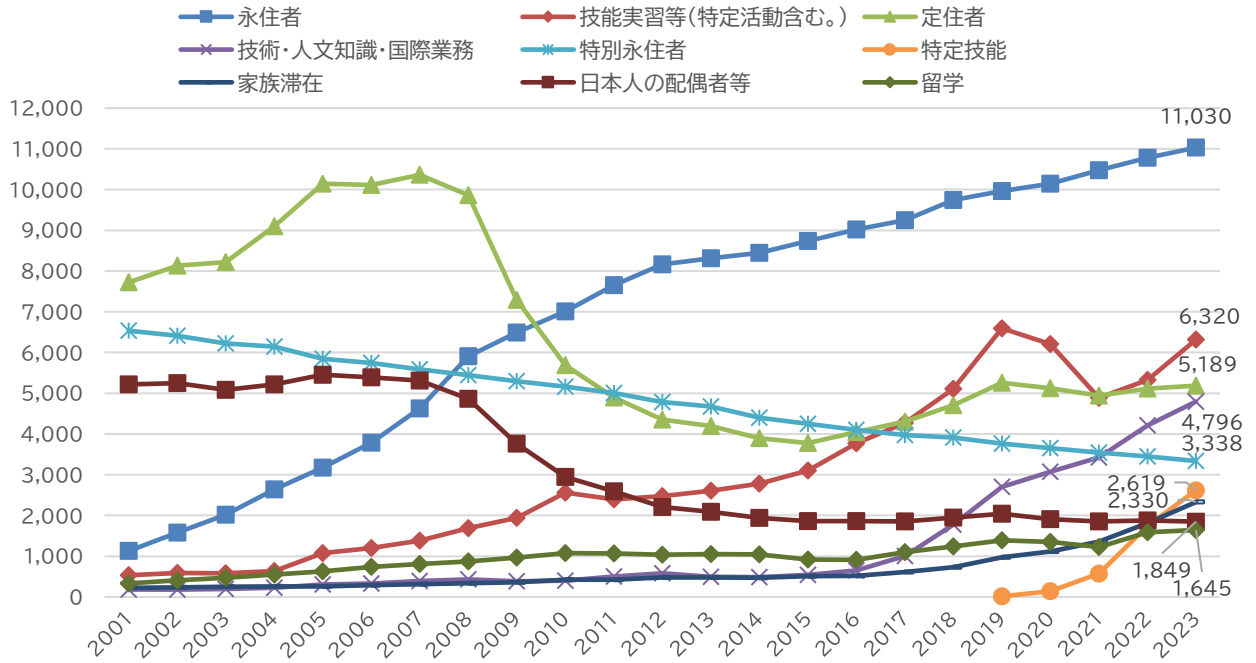
表1 市町別外国人県民数および割合（滋賀県）

自治体名	外国人県民人口 (単位:人)	総人口 (単位:人)	総人口に占める 外国人県民の割合
滋賀県	39,366	1,410,538	2.79%
大津市	5,276	343,916	1.53%
彦根市	3,515	111,118	3.16%
長浜市	4,108	113,940	3.61%
近江八幡市	1,999	81,860	2.44%
草津市	3,503	139,939	2.50%
守山市	1,147	85,866	1.34%
栗東市	1,625	70,469	2.31%
甲賀市	4,514	88,503	5.10%
野洲市	1,047	50,709	2.06%
湖南市	3,810	54,382	7.01%
高島市	742	45,783	1.62%
東近江市	4,754	112,064	4.24%
米原市	674	37,380	1.80%
日野町	899	20,858	4.31%
竜王町	220	11,435	1.92%
愛荘町	1,131	21,190	5.34%
豊郷町	255	7,196	3.54%
甲良町	97	6,511	1.49%
多賀町	50	7,419	0.67%

※外国人県民人口および割合のそれぞれ上位5市町を網かけ

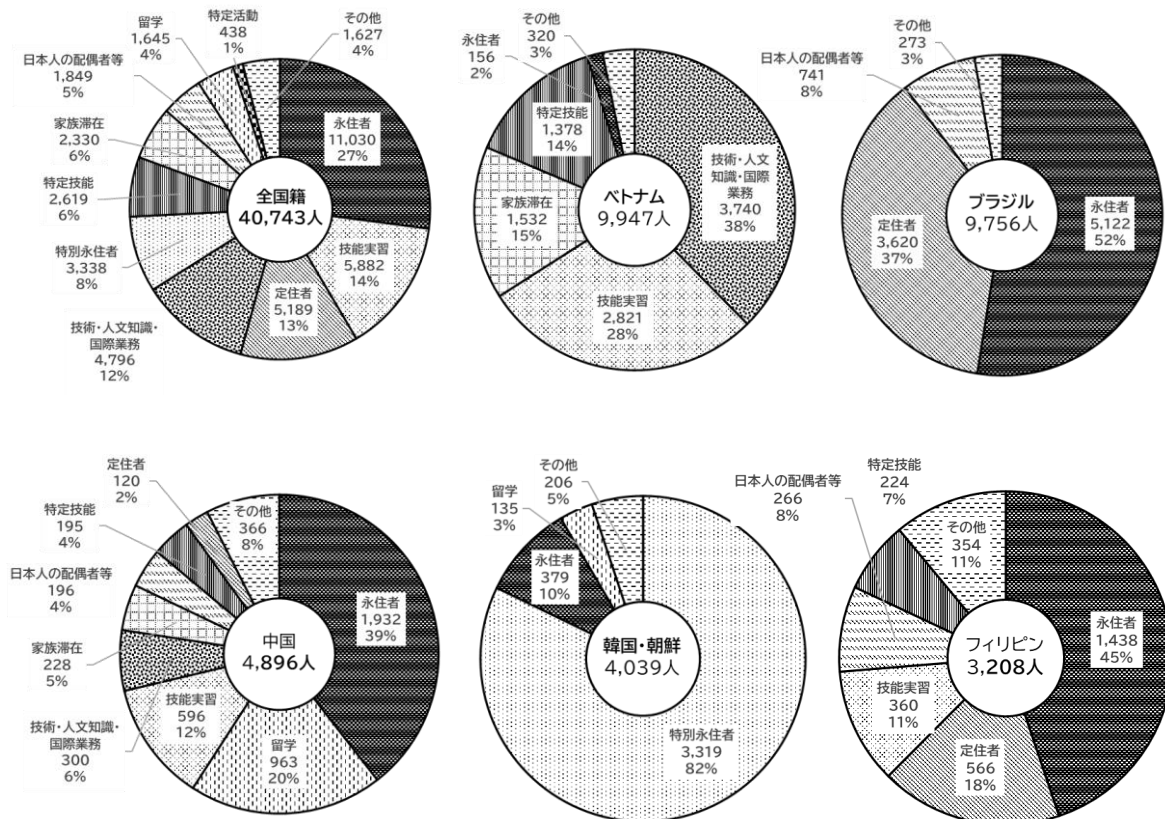
（出典）滋賀県総合企画部国際課 住民基本台帳調査結果 令和5年12月末現在

図5 主な在留資格別外国人県民数の推移（滋賀県）



(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 令和5年12月末現在

図6 主な国籍別、在留資格別外国人県民数の割合（滋賀県）



(出典) 法務省「在留外国人統計」

1 (3) 外国人労働者等の推移

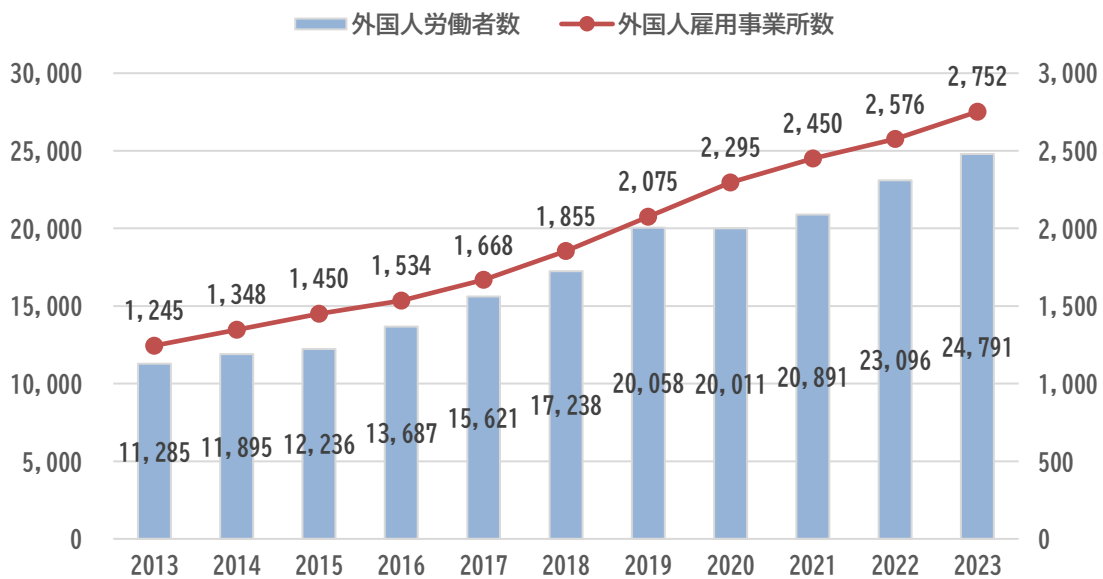
2 ○ 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和5年(2023年)には外国人労働者数、外国人
3 雇用事業所数ともに過去最多を更新しています。(図7)

4 ○ 令和3年(2021年)時点で、外国人労働者数は県内全労働者数の約3%を占め、外国
5 人を雇用する事業所は県内事業所の約5%となっています。

6 ○ 産業別では、事業所に雇用される労働者のうちが約46%を製造業が、約30%をサービ
7 ス業が占めています。(図8)

8 ○ 資格別では、「身分に基づく在留資格」が約47%、「就労に関する在留資格」が約46%
9 を占めています。(図9)

図7 外国人労働者数および外国人雇用事業所数の推移(滋賀県)



(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況

図8 産業分類別外国人労働者数(滋賀県)

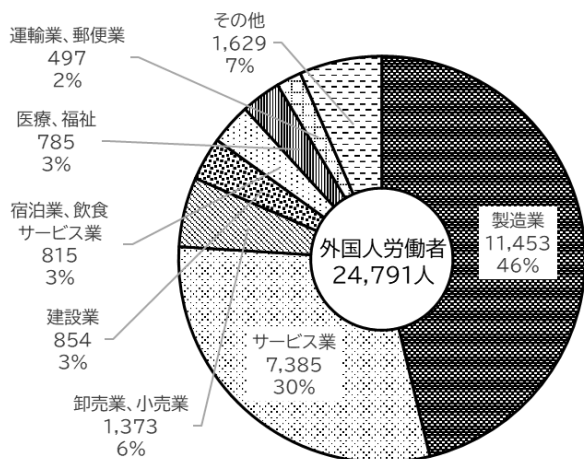
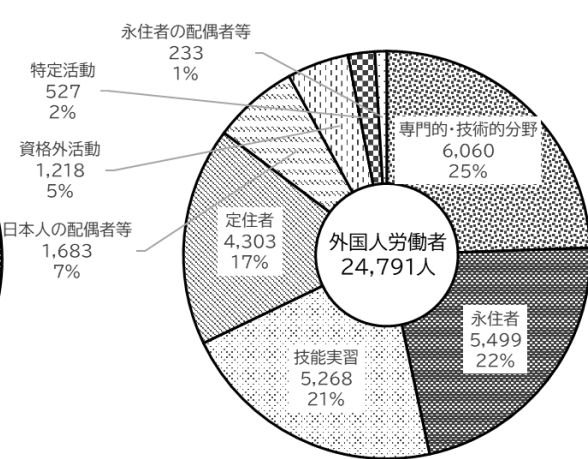


図9 在留資格別外国人労働者数(滋賀県)

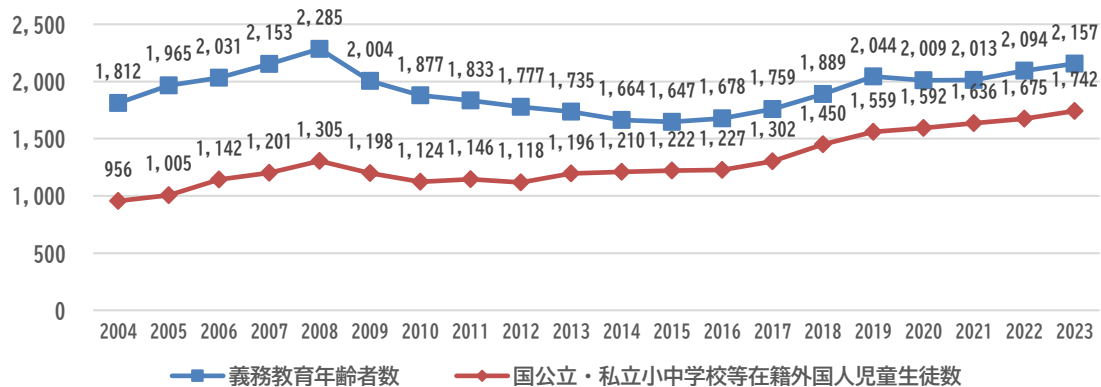


(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況

(4) 外国人児童生徒数等の推移

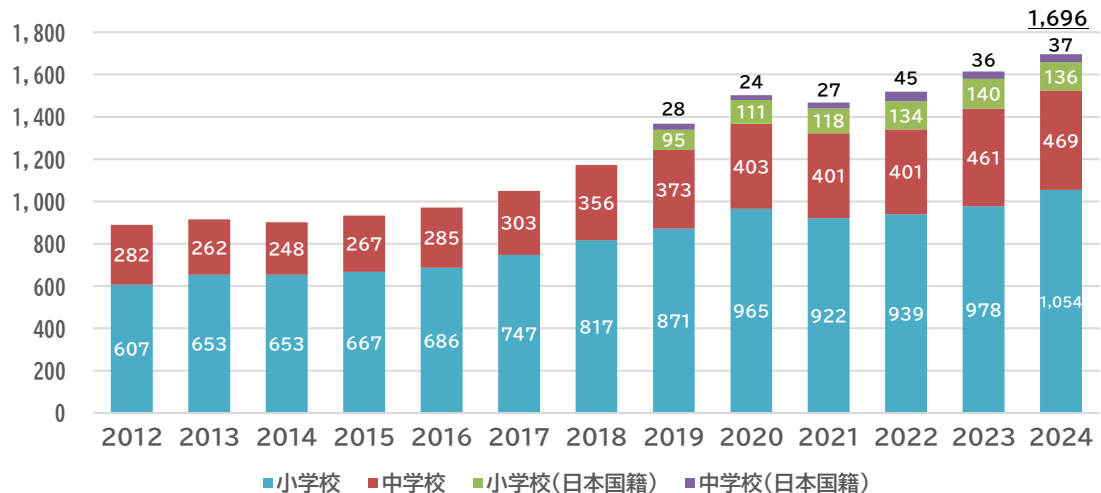
- 県内の小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、平成 25 年（2013 年）から増加傾向が続き、令和 5 年（2023 年）が 1,742 人と過去最多となりました。県内で外国籍の義務教育年齢の子どもが日本の教育機関に通っている割合は、平成 16 年（2004 年）が約 53%、令和 5 年（2023 年）が約 81%であり、大幅に増加しています。
- 公立の小中学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向で、令和 6 年（2024 年）には 1,696 人となりました。
- 日本語指導が必要な児童生徒数を母語⁹別にみると、ポルトガル語が約 61%、スペイン語が約 17%で、両言語で約 78%となっています。
- 地域日本語教室数は令和 2 年（2020 年）には 13 市 1 町に 32 教室、令和 6 年（2024 年）には 13 市 2 町に 34 教室あり、地域日本語教室のない自治体数は微減しています。

図10 義務教育年齢外国人県民数および国公立・私立小中学校等
在籍外国人児童生徒数の推移（滋賀県）

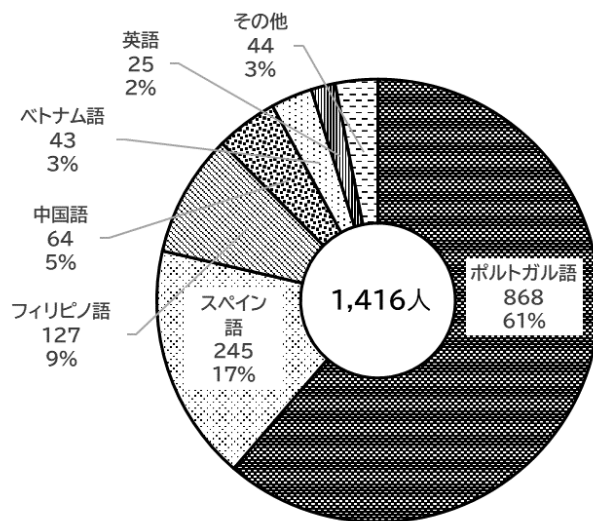


（出典）義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」
国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」

図11 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（滋賀県）



（出典）滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課



(注) 令和3年5月1日現在

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

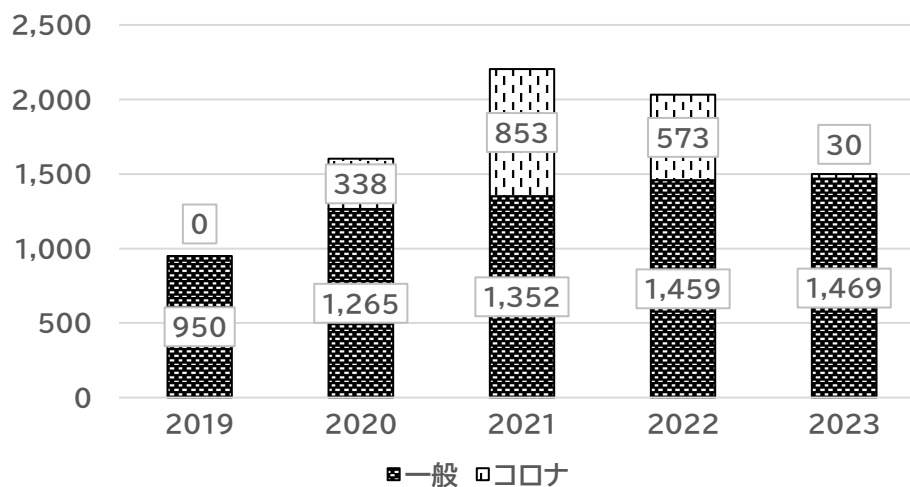
図 12 公立学校における日本語指導が必要な言語別児童生徒数（滋賀県）

(5) しが外国人相談センターにおける相談等

○ 滋賀県が設置し、(公財)滋賀県国際協会が運営するワンストップ型の相談窓口「しが外国人相談センター」における近年の相談件数は、令和3年(2021年)以降は新型コロナウイルス感染症関連の相談が減少したことから減少傾向ですが、コロナ関連を除いた一般相談については毎年増加しています。(図13)

○ 外国語通訳・相談員は県以外にも15市町で配置されていますが、ベトナム語など近年需要が増加している言語への対応ができる相談窓口は県や一部の市町のみであり、今後人口増加が見込まれる国籍の方が使用する言語への対応が必要となっています。

図13 しが外国人相談センター相談件数の推移



(出典) (公財) 滋賀県国際協会

2 社会経済情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓

令和元年（2019 年）12 月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬く間に全世界規模で拡大しました。感染拡大を防ぐため各国で出入国制限などの取組が進められると、国家間の往来は激減し、日常生活や経済活動は著しく制限されていきました。

本県においても、外国人県民等¹⁰への情報の伝達や医療、雇用といった様々な分野において課題が浮き彫りとなりました。

また、能登半島地震や南海トラフ大規模地震注意情報の発出においても、外国人県民等へ情報が伝わっているかが課題となっており、平時から外国人県民等への情報伝達や支援を実施するための体制構築を進めることの重要性が高まっています。

(2) デジタル技術の進展と普及

近年、第 4 次産業革命とも呼ばれる A I などの先端的なデジタル技術が急速に発展しています。これらの技術が幅広い分野で活用されることで、働き方やライフスタイルが大きく変わっていくと見込まれており、既に企業や一般の暮らしの中にも普及し始めています。

スマートフォンやタブレット端末などで、A I を活用した文書や音声を翻訳するアプリを活用することができ、一般的なやり取りであれば、多言語で対応することが格段に容易となりました。

今後、ますます技術が発展し、日々の生活の中に組み込まれていくことで、多言語対応がより一般的になると見込まれ、円滑なコミュニケーションを図るために、この技術を有効に活用していくことが求められています。

(3) 制度改正等国の動向

国においては、外国人材の受入れ促進や共生社会の実現に向けた指針を示す「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を平成 30 年（2018 年）12 月に、中長期的な課題や具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を令和 4 年（2022 年）6 月に、閣議決定しており、両計画とも毎年度改定や一部変更が行われています。

日本語教育については、令和元年（2019 年）6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年（2020 年）6 月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。令和 6 年（2024 年）には日本語教育機関認定法が施行され、日本語教師が「登録日本語教員」として国家資格となりました。

在留資格に関しては、令和 6 年（2024 年）に入管法等が改正され、国際貢献を目的とする「技能実習」制度が廃止され、人材の確保と育成を目的とする「育成就労」制度が新設されることになりました。この改正により、家族帯同や無期限滞在が可能な「特定技能 2 号」へ移行する道筋が明確化され、また「特定技能」の対象職種や受入人数も拡充される方向です。今後、家族と共に長く日本に滞在する外国人が増えていくものと見込まれます。

第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

滋賀県では、基本目標および5つの行動目標のもと、以下の取組を推進してきました。

(1) こころが通じるコミュニケーション支援

<取組の必要性>

外国人県民等は、言葉の問題から、往々にして生活に必要な知識や情報を得ることが難しく、必要な行政サービスを受けられない、住民としての義務がわからないという状況に直面します。このため、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語¹⁾」の活用や漢字にふりがなを振るなどの対応が必要です。

また、滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人県民等が抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。通訳・相談員は、幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

一方、余暇を楽しむ施設や地域のイベントなどの情報を外国人県民等に提供することで、滋賀を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

外国人県民等が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

多くの外国人県民等が、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、日本語学習などの支援を行う場であると同時に、外国人県民等にとっての安心できる居場所でもあります。そして、外国人県民等と地域コミュニティをつなぐ、架け橋的な役割も果たしています。

日本語教室は、ボランティアが運営の中心となり、市町や国際交流協会、市民活動団体などが運営しており、日本語教育人材の確保や育成、学習者の非定着などへの取組も必要です。

① 地域における情報の多言語化

- 外国人向け情報誌「みみタロウ」を多言語（10言語：日本語ふりがな付き、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）で発行し、日本語の理解が十分でない外国人県民に向けて、母語による生活情報を提供しました。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報を多言語（8言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）に翻訳し、滋賀県国際協会 HP 等での情報発信や関係機関への提供を行いました。
- 滋賀県国際協会内に、多言語対応ができるワンストップ型の外国人相談窓口「しが外国人相談センター」を設置し、県内在住外国人に対する生活等に関する相談業務を行いました。また、当センターの相談員を6人に増員し、12言語以上に対応できるように、体制を拡充しました。

② 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・ 地域日本語教育の推進に向け、「滋賀県地域日本語教育実態調査」を実施し、「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」を策定しました。このプランに基づき、地域日本語教育のモデル事業や日本語学習支援者養成のための研修を実施しました。

(2) 安心して暮らせる生活支援

<取組の必要性>

外国人県民等が民間賃貸住宅へ入居する際に、外国人であること等を理由に入居を拒否されたりする事例があります。

外国人県民等は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくく、サービスを受けられていない、制度に加入していない等の課題に直面しています。

子育てについては、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えながら、保健サービスや子育て支援などの情報にアクセスできず、制度を利用できていないケースもあります。

医療については、日本語の理解が十分でない外国人県民等が、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報は提供されていますが、限られているのが現状です。

今後、外国人県民等の滞在期間の長期化・定住化がさらに進むと予想され、健康診断などの健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国人県民等を対象とした災害対策が求められます。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

言語や法律、習慣などの違いにより、外国人県民等が事故や犯罪の当事者となる事件をなくすため、警察による啓発活動や違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、事故や犯罪の実態に応じた地域安全活動が求められています。

① 安心して暮らせる居住支援

- ・ 滋賀県居住支援協議会において、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録や要配慮者からの入居相談を受けるなどして、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進しました。

② 安心して利用できる保険・医療・福祉体制の整備

- ・ 滋賀県救急医療情報システム「医療ネット滋賀」により、外国語対応が可能な医療機関についての情報を多言語（英語・中国語・ハングル）で提供しました。

- ・ 外国人患者の受入拠点となる医療機関に対し、医療翻訳に対応したタブレット端末等の配備の支援を行いました。

③ 災害時への対応

- ・ 災害発生時に外国人県民を支援できる人を増やすため、「災害時外国人サポーター養成講座」を開催しました。
- ・ 火災や救急現場で外国人への対応ができる消防職員を増やすため、滋賀県国際交流員が消防学校に出向き、(公財) 滋賀県国際協会と連携しながら外国人对応に関する研修を行いました。

④ 生活安全における支援の充実

- ・ 外国人学校と県警察本部によるネットワーク会議を開催し、情報交換や意見交換を行うことで一層の連携を図りました。
- ・ コミュニティ FM^{1,2}放送を介して、防犯や交通安全などの情報についての多言語での広報(ポルトガル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語)を行いました。
- ・ 各種試験や配布物を多言語化することで、外国人が安全・安心に生活できるよう支援を図りました。

運転免許学科試験(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)

停止処分者講習での運転シミュレーター(英語、ポルトガル語、中国語、韓国語)

停止処分者講習考査(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語)

外国人等の試験合格者や外国免許からの切替え申請者に渡す「交通ルールの手引き」

(英語、ポルトガル語、中国語、韓国語)

犯罪被害者を支援するための手引き(英語、ポルトガル語、中国語、韓国語)

(3) 外国人材の活躍支援

<取組の必要性>

県内企業の深刻な人材不足等を背景に、外国人労働者数は過去最多となりました。

これまで、職業能力や日本語能力に課題のある外国人労働者は、なかなか職場に定着できず、転職を繰り返したり、失業が長期化したりするなどの傾向がありました。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入れ企業での不適切な賃金の支払いなど、関係法令が遵守されていない場合もあることから、適正な受入れ環境の整備への取組が必要とされています。

県内企業等において円滑かつ適正な受入れが行われることで、地域経済を支える貴重な人材として外国人材が活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

本県には多くの大学等が立地し、多数の外国人留学生が在籍しています。しかし、(独)日本学生支援機構(JASSO)の調べによると、国内の留学生のうち、6割が日本での就職を希望しているものの、実際に就職しているのは4割に満たない状況であり、より多くの外国人留学生が県内で就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしていく必要があります。

① 外国人材の受入れと活躍の支援

- ・ 県内事業者および県内外国人向け相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を設置し、雇用に係る各種相談への対応や事業者向けセミナー・留学生向けマッチングイベントの開催を行いました。
- ・ 令和2年（2020年）度に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、外国人介護人材のマッチング支援や県内事業者を対象とした訪問説明やセミナー開催を実施しました。
- ・ 介護の専門職を目指すEPAによる入国者や留学生を受け入れる施設等に対し、研修や奨学金、日本語学習などにかかる経費の補助を行いました。
- ・ 技能実習・特定技能の外国人を対象とした研修や定住外国人等を対象とした研修を実施し、介護分野への就労に向けた支援を行いました。
- ・ 令和3年（2021年）度に県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学との間で雇用に関する三者覚書を締結し、マッチングイベントや日本での短期就業体験を行いました。
- ・ 日本に定住する意志があり、就職意欲の高い定住外国人を対象に、ビジネスマナー・コミュニケーション能力・パソコン入力等の職業訓練（定住外国人向け職業訓練コース）を実施し、就職支援を行いました。

（４）次世代を担う人材の育成

<取組の必要性>

県内の日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の人数は、増加傾向にあります^が、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながる場合があります。学校生活において、外国人児童生徒等^が、孤立することなく、日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入れ体制が求められています。

日常会話ができて、学年相当の学習に必要な言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの進路にも大きく影響していると考えられます。

外国人児童生徒等は、母語と日本語という二つの言語の維持・習得が必要です。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語（日本語）の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹³の確立や自尊感情の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えています。

一方で、すべての児童生徒^が、多様な文化に対する理解を深め、ともに協調して生きていく多文化共生の理念を理解し、行動^{できる}よう取組を進めていく必要があります。

① 教育環境の整備

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒へ対応するための教員加配や非常勤講師の派遣、外国人児童等が多数入所している保育所などによる保育士加配等に対する補助を行いました。

- ・就学年齢にある外国人児童生徒を対象に、市町による初期指導教室の実施などへの補助や県による学習指導員や母語支援員といったサポート員の派遣、国際理解教育推進のための出前講座を実施しました。
- ・県立高等学校等に在籍する外国人生徒を対象に、母語支援員の派遣や滋賀県国際協会による進路ガイダンスの実施といった支援を行いました。
- ・県内公立学校園教職員に向け、(公財) 滋賀県国際協会が主催する「国際教育教材体験フェア」や立命館大学センターと連携した「外国にルーツをもつ児童生徒への強化学習支援」についての研修を行いました。
- ・(公財) 滋賀県国際協会と連携しながら、外国人学校へマスクや食料品の配布を行いました。

(5) 活力ある多文化共生の地域づくり

<取組の必要性>

外国人県民等の中には、在日韓国・朝鮮人などの「オールドカマー」と呼ばれる人々や平成元年（1989 年）の入管法改正を機に大幅に増加した南米出身の日系人を中心とした「ニューカマー」と呼ばれる人々などがいます。さまざまな母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

しかし、日本人県民は、地域や職場などで外国人県民等と接する機会が増えたものの、外国人県民等とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、交流も十分進んでいないのが現状です。その一方で、外国人県民等も、日本語によるコミュニケーション能力が不足し、また、地域情報が十分に得られていないことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくれるような交流の場が求められています。

① 地域社会に対する意識啓発

- ・多文化共生に関する最新の課題や先進事例等を学んで理解を深めるとともに、地域で活動するためのノウハウなどを習得するための講座を開催しました。
- ・各種人権啓発イベントにおける多文化共生に関する催しや外国料理販売の実施、人権に係る広報における多文化共生の周知を行いました。
- ・県や市町の多文化共生担当職員を対象としたワーキングを設置し、情報共有や課題の検討などを行いました。

② 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ・外国人向け情報誌「みみタロウ」を多言語で発行し、日本語の理解が十分でない外国人住民に向けて、母語による生活情報を提供しました。(再掲)

1 (6) 指標の達成状況

指標	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	目標値
1 ところが通じるコミュニケーション支援							
滋賀県国際協会 HP ページユーザー数 (外国語) (件)	4,199	14,024	22,579	28,894	33,326	23,054	10,000
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	未策定	未策定	策定済	策定済	策定済	策定済
2 安心して暮らせる生活支援							
セーフティネット住宅の登録件数 (件)	200	200	206	10,185	11,405	12,155	857
外国人患者受入拠点医療機関数 (機関)	0	13	13	13	13	13	14
災害時外国人サポーター登録人数 (人)	111	113	123	128	132	137	140
外国人学校・警察ネットワーク会議 開催数 (回)	11	12	12	12	12	12	17
3 外国人材の活躍支援							
外国人材受入サポートセンター支援 件数 (件)	-	669	584	1,359	589	581	500
定住外国人向け職業訓練コース修了 者等の就職率 (%)	81	79	52	83	70	60	81
4 次世代を担う人材の育成							
国際理解出前講座実施回数 (回)	35	36	20	55	59	69	50
不就学外国人児童生徒数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
日本語指導等特別な指導を受けてい る児童生徒のうち、「特別的教育課 程」による指導等を受けている児童 生徒の割合 (%)	67	70	62	80	62	67	100
5 活力ある多文化共生の地域づくり							
外国人県民等と地域社会において交 流や関わりを持ちたいと思う県民の 割合 (%)	64	64	68	72	64	68	80
外国人県民等が地域社会に参画して いると思う割合 (%)	-	-	21	19	15	25	50

2

2 今後の課題

1 今般の在留資格制度の改正もあり、外国人県民等は今後も増加するものと見込まれ、人口
2 減少の流れの中で県内人口における外国人県民等の人口比率は高まっています。国籍や
3 民族などの違いにかかわらず、すべての県民が、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関
4 係であるという意識を持つことがますます必要となっており、今はまさにその転換点
5 にあると言えます。

(1) 多文化共生に関する県民意識の高揚

6
7 本県でも既に人口減少局面に入り、今後緩やかに進んでいくと予測されていますが(P4.
8 図1)、近年は外国人県民の増による寄与度が高まる傾向が続いています。(P4.図2)人口
9 減少とともに更なる高齢化が進んでいる中、外国人県民等は若い世代が非常に多いことも
10 特徴です。(P6.図4)

11
12 今後は、日本人県民も外国人県民等も同じ地域社会で共に生き、共に支え合うという考え
13 方を持って行動していくことが、より重要になってきますが、多文化共生の意識や地域づく
14 りに関する指標(「外国人県民等と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の
15 割合」「外国人県民等が地域社会に参画していると思う割合」)は十分とはいえ、県民意識
16 の高揚を図る取組を進めることが急務と言えます。

17 そのためには、外国人県民等が日本社会やその習慣への理解を深める機会を増やしてい
18 くことと併せ、日本人県民に対する働きかけも必要です。

19 具体的には、日本人県民と外国人県民等とが交流できる場を増やすことや、共に地域で活
20 動する機会を増やす、多文化共生について学べる機会を増やすなどの取組を推進していく
21 ことが必要です。

(2) コミュニケーション支援の強化

22
23 今後、本県においては、就労目的の方その帯同家族を中心に、長く定住する外国人県民が
24 更に増加していく見込みです。

25
26 定住期間の長期化により、住まいや医療、災害時支援や生活安全など、日々の暮らしの
27 様々な場面で日常的に日本人県民と外国人県民等とが接する場面が増えていくことから、
28 双方ともに円滑なコミュニケーションができるようスキルを高めることが必要になります。

29 そのためには、急速に発展しているデジタル技術の活用が有用です。自動翻訳のアプリケ
30 ーションの活用やタブレット端末等を用いた通訳の利用は、誰もが利用しやすい状況にな
31 ってきており、更なる普及を推進することが必要です。

32 また、多言語対応が難しい場面においても、「やさしい日本語」を用いればコミュニケー
33 ションできることも多く、相手に合わせた分かりやすい表現や相手の気持ちを思いやった
34 丁寧なやり取りをすることの必要性や効果を広めていくことも重要です。

1 (3) 様々なライフステージへの対応

2 定住する外国人県民等が増加し、その期間が長くなるにつれ、外国人県民等の年齢構成は
3 幅広くなってきており、乳児期から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた切れ目
4 のない対応が必要となってきます。

5 乳児期においては、出産前後の母子やその家庭への支援、幼児期においては保育や幼児教
6 育の体制の整備が必要となります。学齢期では、学校で子どもを受入れる体制を整えること
7 や、その保護者への支援も必要であり、進路選択における情報提供も重要となってきます。
8 青年期、壮年期においては、雇う側も働く側も活動しやすい労働環境づくりを推進してくこ
9 とが必要であり、高齢期では老後の生活や介護への対応が必要となります。また、課題が多
10 様化・複雑化していく中で、相談体制をより充実させていくことは、ますます重要となって
11 いきます。

12 特定の年代や場面だけを想定した支援や対応を超えて、一人ひとりのトータルの人生を
13 イメージして方策を進めていく重要性が高まっており、その実現のためには幅広く分野を
14 横断した推進体制を構築し、維持していくことが求められています。

第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

(1) 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

(2) 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

県民一人ひとりが、国籍や民族などの違いにかかわらず、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、さまざまな活動とともに参加し、協力することにより、多様性を生かした新たな価値を創出し、地域の社会や経済がより一層活性化し、発展していく社会。

○国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。

国籍やルーツが自分とは違っていても、同じ地域の中で共に生き、支えあう関係であるという意識を持つことが、多文化共生社会を作っていく始まりになる。

○だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。

外国人県民等に情報を伝えるために大事なことは、その情報を分かりやすくすること。そして、外国人県民等が分かりやすい情報は、すべての県民にとっても分かりやすい。

○デジタル技術を最大限活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションしている。

言語や文化が異なる相手でも、やさしい日本語で会話したり、スマホアプリで自動翻訳したり、タブレットで通訳を介したり、相手を見ながら色んな方法でやり取りを続ける。

○外国人県民が安心して暮らし働けることで、だれもが住みよい社会となっている。

言語の違いなどがある外国人県民が安心できる社会にしていく取組は、すべての県民にとって安心できる社会づくりにもつながっている。

○誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

子どもも大人も、日本語ができなくても、学べる環境を整えて、誰もが自分の未来のために進むことができるようにする。それは、みなと共に生きられる未来へとつながる。

2 行動目標と推進イメージ

(1) 5つの行動目標と10の施策の方向性

基本目標や滋賀県がめざす多文化共生社会の姿を実現するために、次の5つの行動目標を柱として、10の施策の方向性により本県における多文化共生推進の施策を展開します。

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

- (1) 多文化共生意識の高揚
- (2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

行動目標2 ころろが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

- (1) 地域における情報の多言語化
- (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

行動目標3 安心して暮らせる生活支援

外国人県民等が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。

- (1) 安心して暮らせる居住支援
- (2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
- (3) 災害時への対応
- (4) 生活安全における支援の充実

行動目標4 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。

- (1) 外国人材の受入れと活躍の支援

行動目標5 次世代を育成する教育支援

国籍やルーツにかかわらずだれもが等しく教育を受けられる環境を整備し、子ども一人ひとりが未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

- (1) 教育環境の整備

1 (2) 推進イメージ

基本 目標	「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。」
課題 認識	外国人人口は過去最多。外国人県民の人口比率が高まっていく。 地域社会で共に生き、共に支え合う関係という意識を持つことが必要。
めざ す姿	滋賀県がめざす多文化共生社会の姿 国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。 だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。 デジタル技術を最大限活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションしている。 外国人県民が安心して暮らし働けることで、だれもが住みよい社会となっている。 誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。
取組	5つの行動目標、10の施策の方向性 ①多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり ②こころが通じるコミュニケーション支援 ③安心して暮らせる生活支援 ④外国人材の活躍支援 多文化共生意識の高揚 地域における情報の多言語化 安心して暮らせる居住支援 災害時への対応 外国人材の受入れと活躍の支援 多様性を生かした活力ある地域づくり 日本語および日本社会についての学習機会の提供 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備 生活安全における支援の充実 ⑤次世代を育成する教育支援 教育環境の整備
推進 主体	県民 自治会など 市民活動団体 県市町国際交流協会 大学など 企業 市町 県 国 が連携して取組を推進

2

3

第5章 施策の展開

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。



(1) 多文化共生意識の高揚

◆施策の方向◆

- 多文化共生意識を高めるために特に必要とされる人と人との交流を促進するため、交流の場づくりや共通体験の場の設定に取組みます。
- 幼少期から青少年期における国際交流を通じて、多文化共生意識の素地を身につけられるよう、学校等へのアウトリーチ事業を推進します。
- 国籍や自身のルーツなどにかかわらず、人権を尊重しあい、安心して安全にともに暮らしていける多文化共生の社会を実現できるよう、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、さまざまな人権啓発を推進します。
- 相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、さまざまな機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた取組を行います。
- 多文化共生社会を推進するには国際感覚を磨く必要があり、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じ、県民の国際感覚の育成を推進します。

◆施策・取組◆

① 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。

② 幼少期から学齢期における多文化共生意識の素地づくり

○ 多文化共生意識の素地づくり

（公財）滋賀県国際協会と連携した国際交流等や滋賀県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、多文化共生意識の素地づくりを推進します。

③ 多文化共生の意識づくり

○ 多文化共生の意識づくり

(公財) 滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた取組を行うとともに、主体的に活動する人材を育成します。

○ 人権意識の高揚

多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画 (第2次改定版)」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

○ 地域住民に対する災害時の外国人県民等の支援についての意識づくり

災害時に地域において、外国人県民等が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

1

④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

2

(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり



◆施策の方向◆

- 市町や自治会などが、外国人県民等に自治会や消防団などの地域活動への参加を促すことを推進します。
- 留学生や技能実習生、外国人の配偶者などが孤立しないよう、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加を通じ、地域社会と交流する機会づくりを推進します。
- 日本語が十分理解できない外国人県民等にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 外国人県民等から自国の言葉や文化を学べる機会を増やすなど、外国人県民等がもつ語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を生かした社会参画を促進し、地域の活性化や国際化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 社会活動への参加促進

○ 社会活動への参加促進のための情報提供

社会活動への参加を促すため、さまざまな主体と連携して、多言語ややさしい日本語などでの情報提供を推進します。

○ 外国人県民等の文化や言語を生かした社会参画の推進

外国人県民等や市町、国際交流協会等と連携し、外国人県民等からその文化や習慣、言語を学んだり、体験したりする機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を図るとともに、外国人県民等の社会参画を推進します。

○ 交流の場づくり *再掲

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、国籍にかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、地域社会とつながる場づくりを推進します。

② 地域で活躍する外国人県民等の情報発信

○ 地域で活躍する外国人県民等の情報発信

積極的にボランティア活動に取り組んだり、地域で活躍する外国人芸術家や企業家やグループなどの情報発信を行います。

③ 多様性を生かした地域づくり

○ 多様な人材の活用（ダイバーシティ¹⁴）の推進

外国人県民等の多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができるように、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信に努めます。

○ 外国人県民等と協働した滋賀の魅力発信

外国人県民等と協働し、HP や SNS 等を活用して滋賀県魅力を発信します。

1

④ 多文化共生の担い手となる人材の育成

○ 異文化理解力や国際感覚の育成 *再掲

（公財）滋賀県国際協会と連携した国際交流等や、県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

○ 相談や通訳にかかる専門家の養成

市町などで外国人県民等の相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

○ 日本語学習支援者確保の取組

（公財）滋賀県国際協会や日本語教室を開催する市民活動団体などが行う日本語学習支援者の確保や技術向上などの取組を支援します。

○ 多文化共生社会に対応する国際理解教育の研修

教員研修において、（公財）滋賀県国際協会と連携し、多文化共生社会に対応する国際理解教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

2

⑤ 行政の「国際化」

○ すべての県民にとって利用しやすい行政

外国人県民等を含む全ての県民にとって利用しやすい行政を目指し、案内表示の多言語化や窓口でのやさしい日本語等を活用した対応、分かりやすい文書作成等に努めます。

3

4

行動目標2 こころが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

(1) 地域における情報の多言語化



◆施策の方向◆

- 外国人県民等の生活に必要な情報や、外国人県民等に周知する必要があると考えられる情報をはじめ、レクリエーションに関する情報など、外国人県民等のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、さまざまな主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活・教育情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、各課において外国語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページや SNS を通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。

○ 多言語案内表示の普及

外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなどを活用した案内表示の多言語化の普及に努めます。

○ 外国人児童生徒等支援員の派遣

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

② 外国人県民等のための相談窓口の設置
○ 外国人県民等のための相談窓口の設置 法務省所管の外国人受入環境整備交付金を活用し、外国語が話せる相談員や通訳を配置し、外国人県民等のための相談窓口を設置します。
○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 *再掲 市町などで外国人県民等の相談や通訳を担当する職員を対象に、研修会を開催し、人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供
○ 「やさしい日本語」等の普及 「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、県行政をはじめとした自治体職員や関係者等に対する普及に努め、推進します。

④ さまざまな主体との連携による情報提供
○ さまざまな主体との連携による情報提供 行政や国際交流協会、市民活動団体、外国人県民等のコミュニティなどと連携し、多様なメディア媒体を用いて、外国人県民等への情報提供の充実に努めます。

（２）日本語および日本社会についての学習機会の提供



◆施策の方向◆

- 外国人県民等が、身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業などが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室との連携強化を進めます。
- 日本語や日本社会についての学習を必要とする子どもや外国人材への支援を進めます。
- 県、市町、国際交流協会、企業などとの連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語や日本社会についての学習機会の提供
○ 日本語学習機会の提供 市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。

- 日本語や日本社会についての学習に関する情報提供
外国人県民等に対し、日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報等の情報を提供します。
- 「特別の教育課程」による日本語指導
日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。
- 介護を学ぶ留学生への日本語学習支援
介護福祉士養成施設等が実施する留学生への日本語学習支援等への支援を行います。

1

- ② 日本語教育人材の育成
- 日本語学習支援者確保の取組支援 *再掲
日本語学習支援者向けの日本語指導者養成講座を行う（公財）滋賀県国際協会や日本語教室を開催する市民活動団体などの取組を支援します。

2

- ③ 日本語教室への支援
- 日本語教室への情報提供
（公財）滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。
- 日本語教室と関係機関との連携
市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人県民等のニーズを収集するなどの連携を進めます。
- 市町が実施する日本語教室運営に対する支援
自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。

3

- ④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議の実施
市町、国際交流協会、企業等とともに、地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行います。
- 地域日本語教育を推進する事業の実施
地域日本語に関するコーディネーターのもとで、地域の日本語教室と連携しながら、モデル事業や日本語学習支援者への研修を実施します。

4

行動目標3 安心して暮らせる生活支援

外国人県民等が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。



(1) 安心して暮らせる居住支援

◆施策の方向◆

- 外国人県民等の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 安心して暮らせる居住支援

○ 滋賀あんしん賃貸支援事業

賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人県民等の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や協力店(仲介事業者等)、支援団体と連携して、入居に関するサポートを行います。

○ 滋賀県居住支援協議会における取組

滋賀県庁を事務局とする滋賀県居住支援協議会において、住宅確保の要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方を対象に相談窓口を設け、円滑な入居を促進します。

○ 滋賀県営住宅指定管理者による多言語での窓口対応

県営住宅への外国人県民等の入居手続きや入居者からの相談に対応するため、多言語で対応ができる専用ダイヤルを設け、通訳員によるサポートを行います。



(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

◆施策の方向◆

- 外国人県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉、介護など社会保障に関する情報を、多言語やさしい日本語で提供することに努めます。
- 外国人県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。
- 外国語で対応できる医療機関や福祉施設を増やす取組を推進し、その機関の情報提供を進めます。

◆施策・取組◆

① 多言語などでの社会保障等の情報提供

○ 相談窓口等での情報提供

外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、多言語ややさしい日本語で提供することに努めます。

② 外国人県民等の受入体制の整備

○ 医療機関における多言語対応

外国人患者を受入れる拠点的な医療機関を全ての圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。

○ 母語で介護を行う取組の推進

外国人県民等が母語による介護サービスを受けられる取組を推進します。

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

外国語で対応が可能な県内の病院などについて、「医療情報ネット」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携

外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV¹⁵・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり ＊再掲

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

(3) 災害時への対応



◆施策の方向◆

- 災害時など緊急事態において外国人県民等や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画内に対策を定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 平時から外国人県民等に対して、「自助」に加え「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への外国人県民等の参加を促進します。
- 災害時に、県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、ボランティアと協力しながら、被災地の外国人県民等の支援を行います。
- 平時から（公財）滋賀県国際協会などの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

① 防災知識等の普及啓発

○ 外国人県民等への防災情報発信の推進

市町や関係団体などと連携し、外国人県民等に対して、多言語による防災情報の提供や災害時情報提供アプリ「Safety tips」を周知するなど、平時から防災に関する基本的な情報の発信を推進します。

○ 地域住民に対する災害時の外国人県民等の支援についての意識づくり *再掲

災害時に地域において、外国人県民等が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

○ 多言語案内表示の普及 *再掲

外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなどを活用した案内表示の多言語化の普及に努めます。

○ 「やさしい日本語」等の普及 *再掲

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、県行政をはじめとした自治体職員や関係者等に対する普及に努め、推進します。

② 防災訓練の活用

○ 外国人県民等への参加促進

外国人県民等の集住地域コミュニティや外国人労働者が多く就業する企業に対し、市町や

自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。

○ **地域の防災訓練での体験機会の提供**

県や市町の防災訓練に県と（公財）滋賀県国際協会とが連携して参加し、災害時外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。

③ **災害時外国人支援のための人材養成**

○ **災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催**

県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、災害発生時に外国人県民等を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。

○ **地域や学校、消防学校での研修の実施**

（公財）滋賀県国際協会と連携し、地域や学校での被災外国人についての体験型学習や滋賀県国際交流員による消防学校での研修を実施します。

④ **災害時における中核的な支援拠点の設置**

○ **県や（公財）滋賀県国際協会の取組**

災害時には、県は「災害時における外国人県民等支援に関する協定」に基づき、（公財）滋賀県国際協会と相互に協力して、多言語での情報提供や相談対応、市町や関係機関、災害時外国人サポーター等と連携した支援を行います。

○ **市町や市町国際協会への支援や連携**

市町や市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」等の支援拠点の開設などを支援します。市町と連携して、外国人県民等の被災状況の把握に努めます。

⑤ **広域的な災害支援体制の構築**

○ **県内外の災害支援体制の構築**

大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携し、災害時外国人サポーター制度を充実させるとともに、近畿地域国際化協会等県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的なボランティア・ネットワークを構築します。

(4) 生活安全における支援の充実



◆施策の方向◆

- 外国人県民等が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中でともに安全・安心に暮らすためのルールを理解してもらい、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動や多言語での情報提供を、企業や外国人県民等などと連携しながら推進します。
- 外国人県民等が交通事故の当事者にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施を推進します。

◆施策・取組◆

① 地域安全対策の推進

○ 地域における防犯活動の推進

地域の安全安心のため、外国人県民等との協働による各種防犯活動を推進します。

○ 外国人少年の健全育成

外国人少年補導員を委嘱し、外国人県民等の少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等を訪問し啓発活動を行います。

○ 防犯・交通安全啓発の実施

外国人県民等が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ コミュニティ FM 放送を活用した生活安全広報の実施

コミュニティ FM 放送と連携し、ポルトガル語等による生活安全情報を提供します。

○ 犯罪被害者の手引の多言語化

犯罪による被害を受けた人に渡す手引を多言語化し、外国人県民等へ犯罪被害者への支援を周知します。

② 交通安全対策の推進

○ 防犯・交通安全啓発の実施 *再掲

外国人県民等が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、技能実習制度における監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ 多言語による運転免許学科試験等の実施

運転免許の学科試験や外国免許からの切替え申請者に配布する「交通ルールの手引き」を多言語化することなどで、日本の交通ルールを学ぶ機会を提供します。

行動目標4 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。



(1) 外国人材の受入れと活躍の支援

◆施策の方向◆

○ 県内の外国人材の受入れ促進を支援するために「外国人材受入サポートセンター」や「滋賀県国際介護・福祉人材センター」といった支援拠点を運営します。

○ 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、外国人材の採用や定着に関する情報を収集し、企業等へ提供します。

○ 外国人材の採用にあたっては、適正雇用はもとより、海外等での受入れ、受入れ後の地域生活、就労に必要な技術や日本語の習得の支援、受入れ環境の整備など、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら啓発や助言を行います。

○ 海外の大学や政府機関等と連携し、県内企業の外国人材採用の機会提供などに努めるとともに、大都市圏に外国人材が流出しないよう、労働局やハローワーク等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。

○ 外国人県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。

○ 庁内の関係所属が連携し、介護や建設業、製造業、農業等、人材不足が深刻な業種・分野における外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 外国人材にかかる支援拠点による取組

○ 外国人材受入サポートセンターによる支援

県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受入れることができるよう、専門的なノウハウを有するアドバイザーによる相談や、県内事業者向けセミナーや留学生向けマッチングイベントの開催などを通じて、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

○ 滋賀県国際介護・福祉人材センターによる支援

外国人介護人材の受入れに関するマッチング支援や外国人介護職員の育成および定着支援の取組を行います。

1	② 適正雇用等に向けた助言や啓発 ○ 国や市町などと連携した助言や啓発 県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局や労働基準監督署等の国機関や市町、関係団体などと連携し、さまざまな機会を活用し、外国人労働者の適正雇用に関する助言や啓発を行います。
2	③ 海外からの外国人材の受入れ支援 ○ 海外の大学等との連携によるマッチング支援 海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。
3	④ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応 ○ ハローワークや就労支援窓口における多言語対応 各ハローワークをはじめ、「しがジョブパーク」「シニアジョブステーション滋賀」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、外国人県民等の求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。
4	⑤ 定住する外国人県民等への職業訓練機会の提供 ○ 定住する外国人県民等への職業訓練機会の提供 社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。
5	⑥ 外国人材関連施策の推進 ○ 外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等 県庁内の多文化共生推進に関する会議を活用し、庁内の関係所属が連携しながら、県内企業等における外国人材のニーズや受入れ状況の実態把握に努めるとともに、関連施策を推進します。
6	

行動目標5 次世代を育成する教育支援

国籍やルーツにかかわらずだれもが等しく教育を受けられる環境を整備し、子ども一人ひとりが未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。



(1) 教育環境の整備

◆施策の方向◆

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、母語による学習サポートを実施するほか、それらを実施するための教員の増員や市町と連携した不就学の可能性のある児童生徒の把握等を行い、受入体制を整備します。
- 高等学校で教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人生徒等やその保護者に対し、進学のための情報提供を行います。
- 日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、海外派遣制度の活用などにより外国人児童生徒等教育への指導力の向上を図り、すべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。
- 外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。
- 外国人学校の各種学校移行や学校法人化等の促進、体験学習の機会提供を行います。
- 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育や保育について、保育士等の増員や認可外保育施設への支援、幼児教育センターの運営などを通して、子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○ 外国人児童生徒等の円滑な受入れの推進

「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人県民等が集住する地域での外国人児童生徒等の小中学校への円滑な受入れを推進します。

○ 「特別の教育課程」による日本語指導 *再掲

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。

○ 不就学の可能性のある児童生徒の把握と就学促進

市町と連携し、不就学の可能性のある外国人の子どもを把握し、就学促進を図ります。

② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備

○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員¹⁶の配置や非常勤講師の派遣

外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。

○ 外国人児童生徒等支援員の派遣 *再掲

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組

○ 進路ガイダンスの開催支援

外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成 *再掲

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

④ 児童生徒への国際理解教育の推進

○ 異文化理解力や国際感覚の育成 *再掲

(公財) 滋賀県国際協会や滋賀県国際交流員による学校等への多文化共生や国際理解教育を支援する出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等

○ 「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」での情報交換や研修

小中学校管理者や帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換や研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。

○ 多文化共生社会に対応する国際理解教育の研修 *再掲

教員研修において、(公財) 滋賀県国際協会と連携し、多文化共生社会に対応する国際理解教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財) 滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

1

⑦ 外国人学校への支援

○ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。

○ 外国人学校への体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習や芸術鑑賞などの、体験学習の機会の提供に努めます。

2

⑧ 夜間中学校の設置

○ 夜間中学校の運営を通じた教育環境の整備

令和7年(2025年)4月より湖南省が設置する夜間中学校「湖南省立甲西中学校夜間学級」の運営を通して、誰もが等しく学べる環境を整備します。

3

⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている保育所等での、保育士等の増員や通訳等の活用などを通して、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

○ 保育の充実や質の向上に向けた指導や助言および支援

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている認可外保育施設に対して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言や、日本の保育士資格保有者の配置の支援を行います。

○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受入れや保護者への配慮、小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

4

第6章 施策の推進

1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、さまざまな担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 県民

日本人県民および外国人県民等は、ともに地域で暮らす県民として、お互いの文化や生活習慣などの違いを理解、尊重するとともに、積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

また、対話や交流を進めるために、日本人県民はデジタル技術や「やさしい日本語」を用いること、外国人県民等は日本語を習得すること、日本の文化や生活習慣、地域のルールを学ぶことが期待されます。

(2) 自治会など

自治会やまちづくり協議会などは、住民にとって最も身近な組織で、地域づくりの基礎です。外国にはこれらの組織がない国もあるため、外国人県民等に役割を理解してもらい、加入を促進すること、日本人県民も外国人県民等とともに、交流活動や環境美化、防災・防犯活動などに積極的に参加することが期待されます。

(3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPOやボランティア団体、学校や福祉施設、医療機関など、さまざまな団体の活動に支えられています。各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを活かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

(4) 県市町国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携し、多言語情報の収集・提供、外国人県民等向けの相談事業、市民活動団体への支援、多文化共生の啓発、相互交流事業など地域のニーズを踏まえた取組を推進し、県民と行政の橋渡し役となり、さまざまな主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生社会の推進の中心的な役割を期待されています。

さらに、(公財)滋賀県国際協会は、専門性とコーディネート機能を強化し、県民や市民活動団体、市町が活動しやすい環境整備に努めることが期待されています。

(5) 大学など

大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際理解教育の

1 推進、学生のボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されてい
2 ます。

3 また、留学生や外国にルーツがある学生などのグローバル人材の就職支援について、関係
4 団体との連携が求められています。

5 さらに、多文化共生を推進する人材育成や教員養成課程のカリキュラム充実、研究機能を
6 活かした地域貢献も期待されています。

7 8 (6) 企業

9 企業は、国籍やルーツにかかわらず労働者の人権を尊重し、労働関係法令を守ることが求
10 められています。

11 また、市町や地域の支援団体と連携し、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実
12 施、相談対応や交流の促進を行うことなど、外国人材が地域社会で暮らしやすくなるよう、
13 責任をもって支えることが求められています。

14 15 (7) 市町

16 市町は、最も住民に身近な自治体であり、情報を多言語で提供するなど、日常生活に関す
17 る分野の行政サービスを向上させることが求められ、多文化共生に関する啓発や交流促進
18 の場づくりなどを進めることも期待されています。

19 また、県と役割を分担しながら、地域に合わせ多文化共生推進の指針をつくり、多文化
20 共生の地域づくりを推進することも重要な役割です。

21 22 (8) 県

23 県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障などの行政サービスを向上させ、情報
24 を多言語で提供することが求められます。

25 また、市町では対応が難しい広域的な課題への対応や先導的な取組、さまざまな主体が連
26 携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

27 施策の推進については、庁内部局や国、市町、国際交流協会、市民団体、企業などとの連
28 携を積極的に図ります。

29 国に対しては、外国人の受入方針や法制度について、積極的に見直しや改善を提言します。

30 31 (9) 国

32 国は外国人の受入方針や外国人が日本社会で暮らしやすくする施策などを、長期的かつ
33 総合的な視点に立って方針を策定し、実施することが求められます。

34 定住する外国人の増加が見込まれるため、日本語の習得や日本社会に関する学習を促す
35 ための施策や、外国につながりをもつ児童生徒がスムーズに学校に通えるようになるため
36 の支援体制の拡充などが求められています。

2 推進体制

幅広い分野を横断する多文化共生施策を推進するためには、様々な主体が連携することが必須であり、連携するための体制の構築およびその維持をしていきます。より効果的な施策推進を図るため、県庁内はもとより、県内での連携や他府県を含む広域的な連携を進めます。

(1) 県内の連携体制および県庁内の推進体制

名称	目的	県と連携する主体
滋賀県多文化共生推進プラン懇話会	各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々からプランに関する意見・助言を求める。	市町、国際協会、教育機関、福祉施設、企業経営者、経済団体、外国人住民等
滋賀県市町多文化共生ワーキング	多文化共生に関する情報共有や課題検討を行い、広域的な取組を推進する。	市町
滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議	地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う。	市町、国際協会、日本語教育機関
県庁内の多文化共生推進に関する会議	部局横断で課題の共有や取組方針を協議する。	—

(2) 広域的な連携

名称	目的	県と連携する主体
都道府県国際交流推進協議会（近畿ブロック）	国際交流に関する各都道府県の要望をまとめ、国に提言する。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
多文化共生推進協議会	各自治体との連携強化やノウハウの共有、国などへの提言活動を行う。	愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市
多文化共生地域会議（近畿ブロック）	各地域の多文化共生の現状や課題、取組について情報共有する。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

3 プランの目標設定と進行管理

数値目標の達成状況や関連事業の進捗状況を毎年度とりまとめ、県のウェブサイトで公表します。プランの進捗状況については、有識者や外国人県民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。

【指標と数値目標】

指標	令和4年度 (基準)	令和11年度 (目標)
1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり		
外国人県民等と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合（％）		
外国人県民等が地域社会に参画していると思う割合（％）		
2 こころが通じるコミュニケーション支援		
滋賀県国際協会 HP ページユーザー数（外国語）（件）		
3 安心して暮らせる生活支援		
外国人患者受入拠点的医療機関数（機関）		
4 外国人材の活躍支援		
外国人材受入サポートセンター支援件数（件）		
5 次世代を育成する教育支援		
国際理解出前講座実施回数（回）		
日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導等を受けている児童生徒の割合（％）		

1 <用語解説>

1 定住者 (P. 1)

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

2 外国人人口 (P. 1)

平成24年(2012年)7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年(2011年)以前のデータと単純に比較することはできません。

3 技能実習 (P. 1)

平成5年(1993年)に技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に創設された制度。平成22年(2010年)より在留資格「技能実習」が創設され、平成29年(2017年)より技能実習法が施行。最長5年間まで日本に滞在でき、条件を満たせば在留資格「特定技能」への変更も可能。

4 育成就労 (P. 1)

令和6年(2024年)6月の入管法および技能実習法改正により創設が決まった、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。在留資格「技能実習」を廃止し、在留資格「育成就労」を創設。原則滞在期間は3年間で、その間に特定技能1号水準の人材育成を図ります。早ければ、令和9年(2027年)から施行されます。

5 永住者 (P. 4)

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留(うち5年は就労資格または居住資格で在留していること。)し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

6 日本人の配偶者等 (P. 4)

日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

7 永住者の配偶者等 (P. 4)

永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。

8 特別永住者 (P. 4)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

9 母語 (P. 8)

幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

10 外国人県民等 (P. 10)

本県に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子どもなど、外国にルーツを持つ人も含めた県民のこと。

11 やさしい日本語 (P. 11)

1995年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理したり、難しい言葉を置き換えたりして、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

12 コミュニティFM (P. 13)

市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局。

¹³ アイデンティティ (P. 14)

自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

¹⁴ ダイバーシティ (P. 24)

性別、年齢、国籍、障がいの有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。

¹⁵ DV (ドメスティック・バイオレンス) (P. 29)

配偶者や恋人など親しい間柄にある(あった)パートナーからふるわれる暴力のこと。

¹⁶ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (P. 37)

日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。